

静岡県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項においてその例によることとされた生活保護法第55条の規定に基づき、次のとおり施術者を指定したので告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川勝平太

施術者	施術機関の名称	所在地・住所	区分	指定年月日
浅井 和男	—	伊東市鎌田 650-7	あん摩マッサージ 指圧	令和6年 1月1日
長田 久典	長田記念整骨院	御殿場市東 田中553-1 いけやビル1階	柔道整復	令和5年 10月10日
望月 公章	健身堂鍼灸院	田方郡函南町 間宮493-1 ウイステイリア函 南203	はり・きゅう	令和5年 5月1日